

3 循環型社会をつくる

(1) ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区が行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、区民等に情報を提供することにより、区が循環型社会を作ることを目指していることを普及啓発している。普及啓発用パンフレットとして「練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」の発行や平成21年度には「練馬区からのお知らせ」と「簡易版練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」を全戸配付した。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

(1) ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってその仕組みや機能を説明している。21年度は、区立小学校67校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000m²以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルにかかわる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

21年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃の事業などを実施した。

4 環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（10月18日）、実行委員会と区の共催で実施し、約30,000人が来場した。

21年度は、「練馬から広げよう エコの“環,,(わ)」をテーマに、区民の活動団体や資源回収事業者などによる展示や実演が行われた。

環境政策課・環境保全課では、同年に導入した電気自動車（2台）の展示を行った。

また、東京都と連携して「太陽エネルギー見本市」を設置し、参加企業による太陽エネルギー設備の展示や、区の地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度の情報提供を行った。

清掃管理課・資源循環推進課と清掃事務所では、パネル展示や資源・ごみの分類例示、ごみの出し方クイズ・相談業務の実施、環境学習に役立つ中が見える清掃車の展示を行った。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえずリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成21年度には、58台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、21年度の助成件数は212件であった。

●リサイクルセンター

リサイクルセンターはリサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

なお、関町リサイクルセンターでは12年度から、春日町リサイクルセンターでは16年度から公募で選ばれた区民を中心に組織された活動団体に事業を委託してきたが、17年度からは指定管理者として、より自主的な運営を行っている。また、豊玉リサイクルセンターは直営で事業を開始した。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室・多目的室・会議室・コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

1 手作り教室の開催と生活用品の修理など

不用品を使った衣類のリフォームやおもちゃの修理、環境を扱った講座などを行った。21年度は、関町、春日町および豊玉リサイクルセンターで合計132講座（延べ774回）開催した。

2 不用家具類の展示・販売

家庭で不用となった木製家具類のうち、再使用に適するものを無償で引き取り、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売している。21年度は、関町および春日町リサイクルセンターで合計50,040点販売した。また、豊玉リサイクルセンターでは、モデル事業として粗大

ごみとして出された家具を販売している。21年度は、区民提供の小物とあわせて722点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●不用品の活用（再使用）

1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出などの支援を行っている。平成21年度は公園や区立施設など24会場で146回のリサイクルマーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区役所西庁舎、石神井庁舎、石神井公園区民交流センター、中村橋区民センター、光が丘区民センター、男女共同参画センターえーる、勤労福祉会館、関町リサイクルセンター、春日町リサイクルセンター、豊玉リサイクルセンター、春日町青少年館、平和台・大泉・関町図書館の14か所に設置している。

21年度の情報提供は、「譲ります」550件、「譲ってください」120件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」281件、「譲ってください」16件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画」を平成18年3月に改定した。

計画では、「次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまち」をめざす都市像とし、22年度に1人1日あたりのごみ量を16年度より約100g（15%）削減、32年度には、資源・ごみを合わせた総排出量を16年度比で5%抑制し、1人1日あたりのごみ量を200g削減することを目標とした。

また、目標を推進するための実行計画と位置づけた「練馬区リサイクル推進計画(平成21～25年度)」を21年3月に改定した。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池を回収品目に加えた。また、学校や区立公園で発生する落ち葉についても、区内農家が引き取り、たい肥化するなどして再利用している。

庁舎等区立施設回収

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
古紙等	995.7	983.3	1,019.3
びん	10.3	10.3	8.4
缶	26.2	23.1	18.1
ペットボトル	13.7	14.0	11.1
トレイ	0.1	0.04	0.02
乾電池	2.1	2.3	5.2
マテリアル資源	22.5	22.1	23.9
計	1,070.6	1,055.1	1,086.0

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙を使用したり、環境マネジメントシステムの運用により、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」や「建築・土木工事における環境配慮手順書」の活用を推進している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所で区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に練馬区で商標登録した。21年度は約1,180tの生ごみが回収され、21tの「練馬の大地」が出荷された。

なお、豊溪小学校では自校で資源化している。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。

21年度は21事業所が参加し、69.3tの古紙類を回収した。

●再生資源のリサイクル（再生利用）

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に東京都から移

管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

21年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に9,019 t、登録団体数は366団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出も行っている。

21年度には48団体に対して54台貸出を行った。

集団回収

	19年度	20年度	21年度
回収量	t 9,632.6	t 9,405.1	t 9,019.5
団体数	322	345	366

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

なお、びん・缶については15年度から街区路線回収に統合し、清掃事務所での回収は行わなくなった。

また、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、17年10月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を禁止するとともに、21年7月には、罰則規定を設けた。

清掃事務所による古紙の回収

	19年度	20年度	21年度
古紙	t 22,569.4	t 19,006.0	t 19,631.5

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた、容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

	19年度	20年度	21年度
容器包装プラスチック	t 379.2	t 3,412.2	t 5,505.3

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から関町北、関町東の地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。その後、順次地域を拡大し、12年12月には清掃事務所による回収地域である光が丘地区を除くすべての地域に拡大した。これに伴い、飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収していたこれまでの路線回収と地域分別回収、公共施設の拠点回収（飲料缶のみ）は廃止し、街区路線回収に統合した。

また、13年3月から12月にかけて光が丘地区を除く区内全域（約28万5千世帯）で飲食用ガラスびんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更した。

さらに15年度からは清掃事務所で回収していた光が丘地区も統合し、区内全域での展開となった。

16年7月から、早宮、春日町、田柄の地域でびん、缶に加え、ペットボトルの回収を始めた。その後、回収地域を順次拡げ、18年度に区内全域で回収することになった。なお19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

街区路線回収

	19年度	20年度	21年度
アルミ缶	t 534.7	t 626.1	t 712.6
スチール缶	1,108.6	1,307.8	1,507.8
リターナブルびん	388.7	436.8	487.2
ワンウェイびん	3,847.3	4,341.2	4,893.5
ペットボトル	1,214.9	1,455.2	1,726.6
計	7,094.2	8,167.1	9,327.7

5 拠点回収（紙パック）

区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店26店および区立施設23か所を拠点とした紙パック回収を行っている。（22年3月現在）

6 拠点回収（使用済み乾電池）

区内83か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校70校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。（22年3月現在）

7 拠点回収（ペットボトル）

販売店を拠点として回収を行っている。

22年3月現在、回収協力店は283店である。

8 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から、区立施設24か所（21年6月からは25か所）を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

9 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を月1回地区区民館などの区立施設で回収を行っている。（22年3月現在41か所）

拠点回収

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
紙 パ ッ ク	45.3	46.4	41.5
使用済み乾電池	79.1	90.2	100.6
ペットボトル	439.0	445.6	458.9
古着・古布	414.7	500.8	573.1
廃食用油	—	12.4	19.6
計	978.1	1,095.4	1,193.7

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみ排出ルールの確立

1 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、平成22年3月31日現在274である。

2 清掃事務所におけるふれあい指導事業

(1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

(2) 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこ

ととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券をはって出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは「粗大ごみ受付センター」に申し込むことにより、各戸ごとに有料で収集する。粗大ごみについては有料粗大ごみ処理券をはって出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機（21年4月1日から）については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

21年度中に区内で収集したごみの種類・量は下表のとおりである。21年度は前年度と比較して、可燃ごみは増加し、不燃ごみと粗大ごみは減少した。特に可燃ごみと不燃ごみの増減が大きいのは、20年10月から資源とごみの分別変更を実施し、これまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として、また、その他のプラスチック等を可燃ごみとして収集したことによるものである。

練馬区のごみの収集量

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
可燃ごみ	119,473	125,570	131,196
不燃ごみ	34,194	19,261	6,817
粗大ごみ	5,314	4,369	4,169
計	158,981	149,200	142,182

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（練馬清掃工場は22年3月31日現在、建替中のため他区清掃工場で処理している）。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設で破碎したうえで、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は東京都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、22年3月31日現在、430基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体について、清掃事務所で有料（一頭2,600円）で処理している。21年度の処理件数は1,036件であった。

都・区道上の動物死体については、原則として清掃事務所が引き取って業者に処理を委託している。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

21年度の貸出枚数は2,277枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。22年3月31日現在893世帯で収集を行っている。